

奈良県訓令第十二号

労働委員会事務局

総務部総務厚生センター

奈良県労働委員会事務局処務規程（昭和三十七年三月奈良県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第一条中「、審査調整課（以下「課」という。）を置き、課に」を削る。

第二条を削り、第三条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（職員の職）

第三条 事務局に事務局長のほか、次の職を置く。

次長

係長

主査

主任主事

主事

第四条を削る。

第五条第一項を次のように改める。

次長は、事務局長を補佐し、職員を指揮監督する。

第五条中第二項から第四項までを削り、第五項を第二項とし、第六項から第八項までを三項ずつ繰り上げ、同条を第四条とする。

第六条を第五条とする。

第七条第一項中「事項」の下に「（奈良県労働委員会の権限に関するものを除く。）」を加え、同条を第六条とする。

第八条第一項中「課長」を「次長」に改め、同条を第七条とする。

第九条を第八条とする。